



序 景観計画の概要

(1) 目的と位置づけ

①目的

玉村町は、利根川などの水辺や上毛三山を眺望する場所ともなる田園などの自然の豊かさを表す風景が特徴となっており、私たちにふるさとを感じさせ、心を豊かなものにしていきます。また、宿場町としての繁栄を今に伝える旧日光例幣使道の街並みや、緑あふれる孤丘を形成する古墳など、歴史文化を感じさせる地域資源は、玉村町に対する印象や評価を高めています。

一方、東毛広域幹線道路(国道354号)が整備され、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺においては、多くの人が集い交流する場が形成されるなど、玉村町の活力やさらなる発展を力強く牽引する都市づくりも進んでいます。

こうした風景・景観は、自然や歴史文化の豊かさを町内外に印象付け、イメージの向上につなげる重要な地域の資源といえます。

これら自然の豊かさ、都市の活力、歴史文化の奥深さを表す風景・景観を、皆さんと町行政が協働して形づくることで、第5次玉村町総合計画の将来像である「**県央の未来を紡ぐ玉村町**」を実現し、暮らす人、働く人の心の豊かさを高め、さらには今後の発展につなげるため、「玉村町景観計画」を策定し、玉村町にとって望ましい景観形成を進めるための施策の指針とすることを目的とします。

②意義

玉村町において、「景観法」を活用した景観づくりに取り組む意義は次のとおりです。

■玉村町にとって景観が大事な理由

- 景観は、「まちの善し悪しを『見ること』によって測る『ものさし』」といわれます。暮らしやすいまち、訪れる価値のあるまちには、心地よく、魅力的な景観が不可欠です。
- ふるさとの田園風景や赤城山などへの眺望などを次の世代に引き継ぐとともに、さらにその価値を高める景観づくりは、人口の定住や交流人口の拡大などの原動力となって、町の発展を牽引していくことになると思います。

■玉村町が景観づくりに取り組む理由

- 既に景観破壊が起きていたり、世界遺産登録のために法規制の強化が必要といった、差し迫った問題や課題が起きている状況ではありません。しかしながら、日常生活の中で気づきにくい、景観の変化が起きている可能性があります。
- 景観づくりへの取り組みを通じて、この「変化」を確認・点検し、必要な対策を講じていくことが必要と考えます。

■「今」のタイミングで取り組む必要性

- 一度失われてしまった景観を取り戻すことは難しいものです。景観を良いものにするためには、住民の皆さんと町が「町の景観の価値」や「町のあるべき景観の姿」を共有することが不可欠です。そのためには、長い時間が必要となります。
- 問題が生じてからでは手遅れになるため、できるだけ早くスタートさせることが必要と考えます。



③計画期間

景観は、長い年月と継続した取組の積み重ねにより、はじめて現実の姿として明らかになるため、本計画の計画期間は、特に定めないこととします。但し、本計画の上位計画である総合計画が10年、関連計画である都市計画マスタープランが20年を計画期間としており、関係施策・事業などとの調整、整合を図るため、概ね20年程度を目途に取組を進めます。

なお、科学技術の進歩はめざましく、社会経済の変化とともに住民の意識や価値観も多様化していることから、これらの動向を踏まえることが必要となります。また、今後の取組を通じて検討が進められる地域独自の景観形成方針や景観形成基準、景観地区、景観協定などの考え方を本計画に反映することが必要となります。

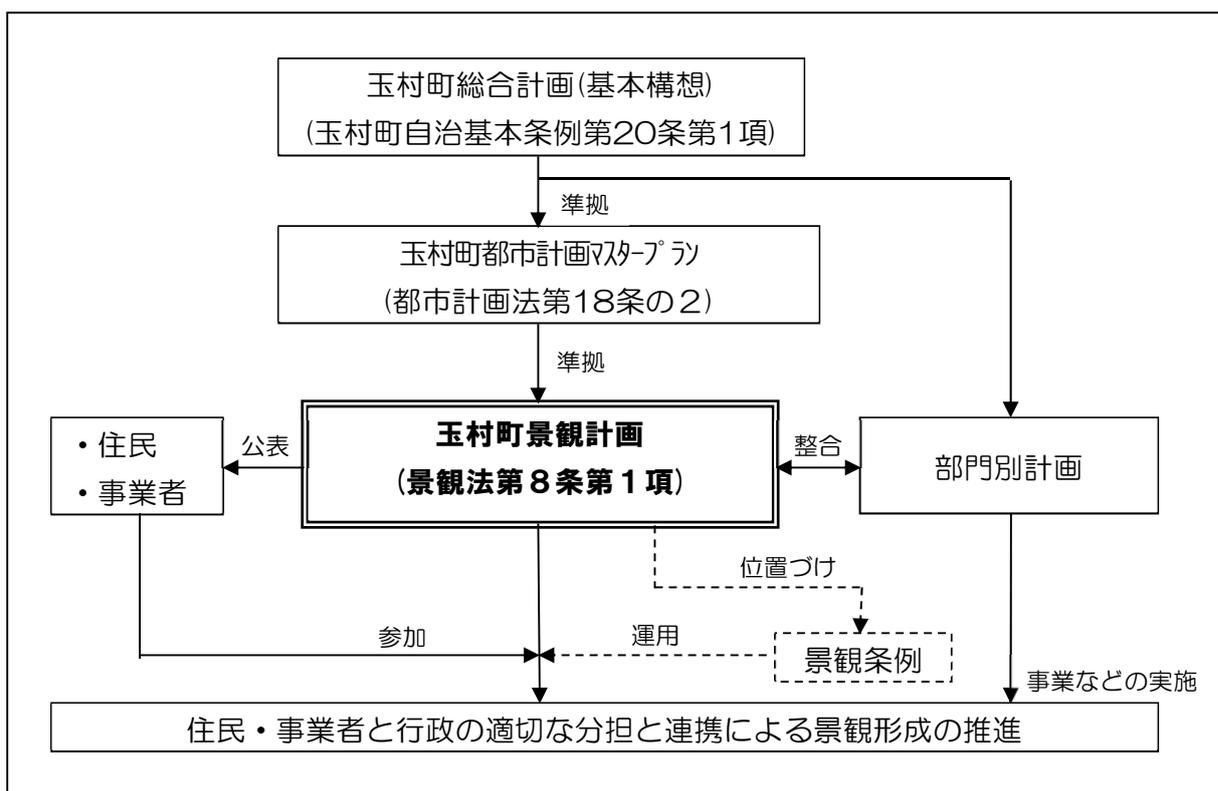
このため、町は、適切な時期に景観計画を見直します。

④位置づけ

本計画は、玉村町のまちづくりの上位計画である「第5次玉村町総合計画」及び「玉村町都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、景観部門のマスタープランとして、住民の意見を反映させながら策定します。

本計画は、玉村町の良い景観形成を図るため、他の行政分野が進める施策・事業や住民・事業者の土地利用・建築行為などに対し、法的な根拠のもと景観的な配慮を求めるものとなっています。ただし、本計画に定める方針や基準は、建築物や構造物が創り出す空間の質的の向上を求めるものであることから、道路の交通機能や河川の治水機能など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものとします。

図序ー1 景観計画の位置づけ



(2) 景観計画の構成

景観計画は、玉村町における良好な景観づくりを進めるための「道しるべ」であり、住民・事業者・行政などの景観づくりの主体が景観の将来像や基本目標、良好な景観の形成に関する方針を共有することを目的とするとともに、これらを実現するための行為制限の対象と、これら行為が遵守すべき景観形成基準を示しています。

このため、本計画は、景観の将来像や基本目標、良好な景観の形成に関する方針を理解するための参考書として用いるとともに、行おうとする行為が制限対象となっているか、行為制限の対象に該当する場合は、どのような基準に適合する必要があるかを確認するための手引き書として活用することを想定しています。

